

【その他】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	センデュラマイシンナトリウム（薬剤耐性菌）
評価品目の分類	その他
用途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成15年12月8日付け15消安第3979号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されている抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に供与された場合に、選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	センデュラマイシンを家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。 なお、薬剤耐性菌に関する詳細な情報について、現時点では十分とは言えないので、リスク管理機関である農林水産省において引き続き情報の収集に努めるべきと考える。 （平成25年4月22日府食第325号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要） 本答申を受け、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく飼料添加物として、従来のリスク管理措置を継続している。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【その他】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ラサロンドナトリウム（薬剤耐性菌）
評価品目の分類	その他
用途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成15年12月8日付け15消安第3979号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	・ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されている抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に供与された場合に、選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ラサロンドを家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。 なお、薬剤耐性菌に関する詳細な情報について、現時点では十分とは言えないので、リスク管理機関である農林水産省において引き続き情報の収集に努めるべきと考える。 （平成25年4月22日府食第325号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>本答申を受け、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく飼料添加物として、従来のリスク管理措置を継続している。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【その他】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	サリノマイシンナトリウム（薬剤耐性菌）
評価品目の分類	その他
用途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成15年12月8日付け15消安第3979号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	・ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されている抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に供与された場合に、選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	サリノマイシンを家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。 なお、薬剤耐性菌に関する詳細な情報について、現時点では十分とは言えないので、リスク管理機関である農林水産省において引き続き情報の収集に努めるべきと考える。 （平成25年6月24日府食第501号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>本答申を受け、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく飼料添加物として、従来のリスク管理措置を継続している。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【その他】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ナラシン（薬剤耐性菌）
評価品目の分類	その他
用途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成15年12月8日付け15消安第3979号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に選択される薬剤耐性菌について
評価目的の具体的内容	・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されている抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に、選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価
評価結果の概要	ナラシンを家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。 なお、薬剤耐性菌に関する詳細な情報について、現時点では十分とは言えないので、リスク管理機関である農林水産省において引き続き情報の収集に努めるべきと考える。 （平成25年6月24日府食第502号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>本答申を受け、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく飼料添加物として、従来のリスク管理措置を継続している。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【その他】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アンプロリウム（薬剤耐性菌）
評価品目の分類	その他
用途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成15年12月8日付け15消安第3979号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に選択される薬剤耐性菌について ・ 飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質が、動物用医薬品として家畜等に投与された場合に選択される薬剤耐性菌について
評価目的の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されている抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に、選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価 ・ 薬事法第14条第1項（第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち上記の飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められている抗菌性物質が薬事法及び獣医師法の規定に従い動物用医薬品として家畜に投与された場合に、選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>アンプロリウムが薬剤耐性菌を選択する可能性はないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</p> <p>（平成25年9月9日府食第746号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>本答申を受け、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく飼料添加物として、従来のリスク管理措置を継続している。</p> <p>動物用医薬品については承認が整理された。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【その他】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトパペート（薬剤耐性菌）
評価品目の分類	その他
用途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成15年12月8日付け15消安第3979号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に選択される薬剤耐性菌について ・ 飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質が、動物用医薬品として家畜等に投与された場合に選択される薬剤耐性菌について
評価目的の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されている抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に、選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価 ・ 薬事法第14条第1項（第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち上記の飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められている抗菌性物質が薬事法及び獣医師法の規定に従い動物用医薬品として家畜に投与された場合に、選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>エトパペートが薬剤耐性菌を選択する可能性はないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</p> <p>（平成25年9月9日府食第747号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>本答申を受け、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく飼料添加物として、従来のリスク管理措置を継続している。</p> <p>動物用医薬品については承認が整理された。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【その他】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クエン酸モランテル（薬剤耐性菌）
評価品目の分類	その他
用途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成15年12月8日付け15消安第3979号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	・ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されている抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に、選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価
評価結果の概要	クエン酸モランテルが薬剤耐性菌を選択する可能性はないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成25年9月9日府食第748号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要） 本答申を受け、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく飼料添加物として、従来のリスク管理措置を継続している。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【その他】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ナイカルバジン（薬剤耐性菌）
評価品目の分類	その他
用途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成15年12月8日付け15消安第3979号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されている抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に、選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価 薬事法第14条第1項（第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち上記の飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められている抗菌性物質が薬事法及び獣医師法の規定に従い動物用医薬品として家畜に投与された場合に、選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>ナイカルバジンが薬剤耐性菌を選択する可能性はないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</p> <p>（平成25年9月9日府食第749号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>本答申を受け、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく飼料添加物及び薬事法第14条第1項に基づく動物用医薬品として、従来のリスク管理措置を継続している。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【その他】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フラボフォスフォリポール（薬剤耐性菌）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成15年12月8日付け15消安第3979号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に選択される薬剤耐性菌について
評価目的の具体的内容	・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されている抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に、選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価
評価結果の概要	フラボフォスフォリポールを家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。 なお、薬剤耐性菌に関する詳細な情報について、現時点では十分とは言えないので、リスク管理機関である農林水産省において引き続き情報の収集に努めるべきと考える。 （平成25年11月11日府食第921号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>本答申を受け、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく飼料添加物として、従来のリスク管理措置を継続している。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【その他】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アビラマイシン（薬剤耐性菌）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成15年12月8日付け15消安第3979号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に選択される薬剤耐性菌について
評価目的の具体的内容	・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されている抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に、選択される薬剤耐性菌についての食品健康影響評価
評価結果の概要	アビラマイシンを家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。 なお、薬剤耐性菌に関する詳細な情報について、現時点では十分とは言えないので、リスク管理機関である農林水産省において引き続き情報の収集に努めるべきと考える。 （平成26年1月7日府食第18号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>本答申を受け、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく飼料添加物として、従来のリスク管理措置を継続している。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【その他】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末
平成23年度下期	A'	A'	A'	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	食品に含まれるトランス脂肪酸
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	—
評価要請の根拠規定	—
評価目的	食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>食品安全委員会において、自らの判断で行う食品健康影響評価として、食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価を行った。評価に用いた資料は、ヒトにおける疫学調査結果、食品中のトランス脂肪酸含有量調査結果、トランス脂肪酸摂取量推計等である。</p> <p>トランス脂肪酸には多くの種類が存在し、個々のトランス脂肪酸について食品健康影響評価を行うには知見が足りないため、トランス脂肪酸全体として評価を行った。</p> <p>平均的な日本人より多いトランス脂肪酸摂取量を基にした諸外国における研究結果によれば、トランス脂肪酸の摂取により、冠動脈疾患の発症については増加する可能性が高いと考えられた。また、肥満、アレルギー性疾患についても関連が認められたが、その他の疾患については、その関連を結論できなかった。更に、妊産婦、胎児等に対しては健康への影響が考えられた。しかしながら、現時点の平均的な日本人の摂取量において、これらの疾病罹患リスク等と関連があるかは明らかでない。</p> <p>トランス脂肪酸の摂取量について、日本人の大多数がWHOの勧告（目標）基準であるエネルギー比の1%未満であり、また、健康への影響を評価できるレベルを下回っていることから、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられる。しかしながら、脂質に偏った食事をしている個人においては、トランス脂肪酸摂取量のエネルギー比が1%を超えていることがあると考えられるため、留意する必要がある。</p> <p>トランス脂肪酸はヒトに不可欠なものではないことから、できるだけ摂取を少なくすることが望まれる。しかし、脂質は重要な栄養素であることから、脂質全体の摂取バランスにも配慮した、栄養バランスのよい食事を心がけることが必要と考える。</p> <p>食品中のトランス脂肪酸含有量については、全体として近年減少傾向にあるが、一部製品においては10%を超える製品もあることから、食品事業者においては、引き続き食品中のトランス脂肪酸含有量の低減に努める必要があると考える。</p> <p>リスク管理機関においては、今後とも日本人のトランス脂肪酸の摂取量について注視するとともに、引き続き疾病罹患リスク等に係る知見を収集し、適切な情報を提供することが必要である。</p>

	<p>なお、食品中のトランス脂肪酸低減に伴い、含有量の増加傾向が認められた飽和脂肪酸については、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」での目標量の上限を超える性・年齢階級があることから、今後とも留意が必要である。</p> <p>（平成24年3月8日府食第252号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<ul style="list-style-type: none"> 食品中のトランス脂肪酸に関する情報の収集・解析（随時） ウェブページ「トランス脂肪酸に関する情報（平成19年3月23日開設）」を最新の情報に基づいて随時更新。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ウェブページ「トランス脂肪酸に関する情報（平成19年3月23日開設）」について、食品安全委員会におけるリスク評価（平成24年3月）以降、健康影響や国際的動向等に関するページを最新の情報に基づいて更新。（平成25年4月6日最終更新） <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> ウェブページを適宜更新し、最新の情報提供に努めるとともに、省内職員、食品事業者、消費者等を対象に各種研修、セミナー等を、随時、実施している。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 平成17～19年度に実施した調査研究において、日本人のトランス脂肪酸の平均的な摂取量推定を実施。その結果、日本人の平均摂取量はWHOの目標値を大幅に下回っていることを確認。 平成18年4月20日、それまでに収集した食品安全に関わる情報や消費者、食品事業者など関係者の意見をもとにトランス脂肪酸を優先的にリスク管理を行う有害化学物質に選定したことを公表。以降も、トランス脂肪酸のリスク管理に必要な関連情報の収集を随時実施。 平成19年3月23日、農林水産省ウェブページ内に「トランス脂肪酸に関する情報」を開設。「すぐにわかるトランス脂肪酸」と「詳細編」の二部構成で、トランス脂肪酸の健康影響、国内外の施策の実施状況、トランス脂肪酸の低減等について、消費者、食品事業者等に対して情報提供を実施。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省では、食品安全委員会のリスク評価結果が公表される以前から、トランス脂肪酸や脂質栄養に関連する情報の収集・解析や日本人のトランス脂肪酸摂取量調査、予備的な健康リスクの推定等を実施し、ウェブページを通じた情報提供を推進。 消費者に対しては、食生活指針に基本にのっとったバランスの良い食生活の重要性を説明するとともに脂質及び食塩の過剰摂取について注意喚起。 食品事業者に対しては、油脂の加工で生じるトランス脂肪酸はできるだけ低減するとともに、飽和脂肪酸も同時に低減することが望ましいことを情報提供。 食品安全委員会の評価結果は、当省ウェブページに関連情報として掲載。 </div>